

# 第1回定例会質疑

2016・3・9

(堤 県議)

県政執行の方針と予算編成について

知事は、県政執行の方針で「安心・活力・発展プラン2015」に本格的に取り組んでいくと述べ、当面の課題は地方創生と位置づけています。

しかし、地方創生等、特に観光を推進していくためには、日出生台の米海兵隊の演習はそれと逆行するのではないのでしょうか。また、来年の演習も予定されていますが、そうなれば来年度予算の予備費でも現地対策本部の諸経費等を出すと考えられます。

県として、国に対し日出生台での演習は中止するよう求めるべきではないのでしょうか。

今回の演習は559発の砲弾が撃たれ、小火器の演習も行われました。問題なのは、昨年につき米海兵隊から、「地元説明会は開催しない」と、情報開示が後退したことです。それに対し、知事は記者会見で、「しょうがない」、「大変だというわけではない」と述べています。これまで県として、「住民の不安解消のために十分な説明は必要」と九州防衛局に申し入れをしてきましたが、知事の対応はこれまでの県の姿勢に比べて後退していると言わざるを得ません。今回の知事の発言について、撤回と謝罪を正式に行うべきと考えますが、併せて答弁を求めます。

(知事)

米軍の日出生台演習について、米軍の実弾射撃訓練は、日米安全保障体制の枠組みの中で、沖縄の基地負担軽減の為に実施されていますが、本県の基本的な姿勢は、一貫して訓練の将来にわたる縮小・廃止であります。

一方で、日出生台の米軍実弾射撃訓練は、防衛政策の一環として、国の責任において、本土の5つの演習場で実施される訓練の1つと位置付けられており、直ちに演習の中止を求めることは難しいと思います。

しかしながら、国際的な緊張が緩和し、訓練の必要性が軽減されることなどを念頭に、国に対して、大局的な見地から粘り強く、将来にわたる訓練の縮小・廃止を求めているところです。

訓練にあたっては、やはり県民の安全確保と不安解消が大事ですので、全国的で唯一、国と協定を結び、訓練の拡大に歯止めをかけてきました。

さらに、冬期の夜間射撃時間の短縮や安全対策の徹底等を盛り込んだ覚書を取り交わすなど、地元住民の負担軽減のために、出来る限りの取組を行ってきたところです。

今回の訓練では、訓練時間をはじめ協定・覚書等が守られるとともに、安全対策面でも、訓練前の野焼きが実施できなかったことから、野火の発生を避けるため、照明弾等は使用しないなど、米軍側の一定の配慮が感じられたところです。

今後も引き続き、地元住民の安全安心の確保のため、国に対して必要な要請を行ってまいります。

一方、訓練情報の開示は、地元住民の不安解消のために重要であると認識している。こうした考えのもと、国に対して繰り返し要請してきたところであり、これまでと何ら変わ

るものではありません。

訓練情報の開示は、先方の事情により制約される場合もありますが、県としては、これまでも訓練の日程や内容など必要な情報は、しっかりと入手し、地元住民等に伝達してきたところです。

今回の訓練では、米軍側も、地元首長を訪ねた際に、指揮官がマスコミの取材に丁寧に応じるとともに、地元住民を招いて実施した訓練公開では、前回以上に詳細な訓練内容の説明や質疑に対する応答を行ったと聞いています。

(堤 県議)

「県民の不安解消に必要な情報公開は必要」と言いましたが、3月1日の記者会見でもそう答弁しています。であれば、地元の方々がどういう訓練をする・自分達がどういう影響を受けるのか、住んでいる方々がどういう思いであるか、ということは本来地元での説明会のなかでやってきた。今回はしていないので、知事が「しょうがない」という言葉は撤回すべきだと思いますが、撤回する気があるのか再度答弁を求めます。

(知事)

訓練情報の開示においては、先方の事情により制約される場合もあるが、これまで同様地元住民の安全・安心を最優先に幅広い観点から国に求めてきたし、これからも求めていくつもりだ。

(堤 県議)

発言について、いま問題提起をしている。この記者会見の内容を見ても、テープ起こしたのを見ても非常に危機感が感じられない内容で話をしている。「やれなかったら大変だというわけでもないのではないかと思う」とか、「そういう事がなければ困るということではないのではないか」という言葉を聞いて、地元の方々が非常に危惧しているし不安になっている。2月15日と3月1日の記者会見の中身が違ってきているという事で地元の方々に謝罪をすべきだ。撤回すると明言したほうが知事として役割を果たすべきだと思いますがどうでしょうか。

(知事)

答弁の繰り返しになりますが、訓練情報の開示については先方の事情により制約される事もあります。地元説明会は前回に引き続き今回もされなかったわけです。日程においても、日にちは言うが時間は勘弁してくれと向こうからよく言われます。外出の時、日時は日程も日にちも言いませんという事があり、先方の事情により制約されることもあります。しかし我々としては、これまで同様地元住民の安全・安心を最優先にして、幅広い観点から国に対して求めて来たということで、その事についてはいつ聞かれても同じことを言っている。なんら変わってないと思っている。

(堤 県議)

先方の事情があるのでやむを得ないと、だからしょうがないという認識ですか。

(知事)

我々は情報開示を求めています。先方の事情により制約される場合もあるということもご理解頂けると思う。

(堤 県議)

海兵隊の演習に反対する県民連絡会というのができています。1月20日に県に訓練中止と情報提供を求める申し入れをしています。今後情報開示をどのように具体的に求めていく予定でしょうか。

(知事)

これまでも訓練の度に地元として防衛局の方に要請をしてきました。中には情報開示も入っています。私自身も防衛省に伺って話をしてきたことも度々あります。これも情報開示も含め入っています。それをこれからもやっていくということに変わりはありません。

(堤 県議)

私としては、不用意な発言は記者会見であってもしてほしくはないし、また撤回すべきだと思う。併せて海兵隊の演習は強く国に求めることを訴えて次の質問にはいります。

(知事)

度々申し上げておりますが、私の方は全く態度は変わらず、防衛省に話に行き、九州防衛局に話をしているところです。議員もその所をご理解頂き、地元の方にも説明をして頂きたい。

(堤 県議)

誤解される様な発言は慎むべきだと思います。

続いて、東芝大分工場について予算の関係で労政費関係予算が計上されていますが、県内の雇用については、企業の撤退やリストラなどが行われ、雇用の不安が広がっています。

昨年、東芝大分工場は、ソニーへの工場一部譲渡などを発表しました。この問題で、「東芝リストラを考える会」が発足し、県や大分市、東芝大分工場へ「一方的なリストラ、撤退は許されない」と要請に行っています。労働者からは、「賃金が減らされると生活設計が狂ってしまう」、「ソニーに行ってもまたクビにされるのではないか」など、不安の声が寄せられています。

県は、今回の東芝大分工場のリストラ問題を巡って、雇用と地域経済へ与える影響等についてどう捉えているのでしょうか。答弁を求めます。

(商工労働部長)

東芝大分工場について、今回の東芝の構造改革は、グローバルに競争する半導体分野において、生き残りをかけた決断であり、強みのあるところに開発資源を集中していくものと認識している。東芝グループに残り新会社として事業を継続する大分工場では、システ

MLSIの中で強みのある分野に特化するもの。一部譲渡される工場棟については、ソニーが新たに設備投資を行い、生産を拡大する意向。まず雇用面では、東芝としては、新会社への転籍、ソニーへの移籍、早期退職制度といった方策を用意するなど、出来る限りの雇用安定化を図ろうとしていると承知している。

早期退職者については、支援会社を活用して丁寧に再就職支援を行うと聞いている。県としては、今後も動向を注視し、情報収集を行っていく。県経済については、外部からファウンダリ需要を取り込む東芝とCMOSセンサー事業を強化していくソニーに牽引されて、県内の半導体関連企業の事業が拡大していくことを期待している。

(堤 県議)

転籍・移籍等が行われているということですが、本人の同意なしに一方的な強要は出来ない。転籍・再配置できない労働者に対して大分工場で働けるよう指導すること、また地域経済・地域社会への社会的責任を企業として自覚し、下請け・関連企業などに被害が出ないようにすることを県として東芝に直接要請すべきと考えますが再度答弁を求めます。

(商工労働部長)

雇用の安定・地域経済の影響は非常に大事な事。昨年の秋に東芝の構造改革が発表されたおり以降、度々に渡って雇用の安定をしっかりとってほしい、地元の企業もいるのでどういう影響があるのかということ、充分我々も調査をしてきたところです。その上で東芝だけではなくソニーにも地元の東芝とこれまで付き合いしてきた優秀な企業はたくさんいるので、彼らとの取り引きをソニーとしても拡大してほしいと要請を、知事・我々当局も先方の本社幹部・工場長と会うたびに申し上げてきたところです。

(堤 県議)

再度、商法附則5条や労働契約承継法に基づいて全労働者に書面で通知することになっているが、法律に基づいて企業として通知を出しているかどうか県として掴んでいますか。県としてどのように考えているか併せて答弁を求めます。

(商工労働部長)

承継に基づく会社復活という形をとられると思うが、当然グローバル企業であれ大企業であれ、コンプライアンスを求められている企業が丁寧にやっていると考えていますが、個々に条項に該当しているかどうかということ、逐一確認したことは実態上ないが、しっかりとられていると考えている。我々としては現場で混乱が生じてないかとも常に気にはなる所であるので、経営者サイドだけでなく労働者サイドのほうにもどのような状況かなど情報収集してきているが、今の所大きな混乱が生じているとは認識していない。

(堤 県議)

アンケートが返ってきている中で、本当に心配しているという声が多い。先ほど企業の中身の問題だと言ったが、工場にも直接話に行きました。県にも承継法の問題についても言った。その時企業は通知の内容について知らなかったわけです。県も承継法についてど



うなっているか分からないという答弁だった。そういう点は、部長としても是非指示をして承継法に基づいた通知はどうなっているのかということは今後調査して頂きたいと思いますがどうでしょう。

(商工労働部長)

まず承継法の状況について勉強します。

(堤 県議)

よろしくをお願いします。

企業立地補助金について、これまでの各種補助金や新たな本社機能誘致補助金の創設などで企業誘致を進めようとしていますが、大企業が撤退すれば、雇用や地域経済への影響が大きくなります。

県として、誘致企業にはしっかりと雇用の安定を求めるべきです。また、東芝へはこれまで5億円の補助金を出していますが、これは返還を求めるのでしょうか。併せて答弁を求めます。

(商工労働部長)

雇用の安定と補助金の2点の内容でご質問いただいたと考えています。

まず雇用について、雇用の安定は、大事なことと考えており企業訪問の際に、繰り返しお願いしている。東芝については、昨年秋の事業再編が発表された後、今年に入ってからさらに半導体部門を売却するという報道があったことから、直ちに知事が東芝本社を訪問し、半導体部門のトップと面談したところです。その際、出来るだけ多くの雇用の継続、希望を考慮した配置転換や転籍など従業員の雇用の安定について改めて要請した。また退職する従業員の雇用の安定についても特段の対応をお願いしたところ。

補助金については、東芝の300mmウェーハー棟の生産ラインの増設にあわせ、平成19年度に補助金を交付しているが、大分県補助金等交付規則に則り内容を今後精査していくことになる。

(堤 県議)

そこは譲渡益が出れば補助金もその割合に応じて返還もありうるという認識でよろしいでしょうか。

(商工労働部長)

まずこれから精査する書類については、今後東芝から提出されると前提である。その上で大分県大規模投資促進事業費補助金交付要綱の趣旨に則りまして、交付以降、交付目的すなわち雇用機会の確保をしっかりとやって頂いてきてきたか、これまで産業の高度化をやって達成できたかどうか。

交付決定条件、例えば雇用5年間やって頂くといった事をちゃんと遵守してきていたかどうか。こういったことを、精査して判断していくことになる。いずれにせよ、申請は今後ということになる。

(堤 県議)

今回の撤退等の情報は、マスコミ情報が先行し、県が後手に回っていると感じます。東芝からどのような形で県に相談があったのでしょうか。またその時に大分工場の存続は求めたのでしょうか。答弁を求めます。

(商工労働部長)

個別に何月何日ということは申し上げられないが、これまでの数10年に渡る県と東芝、立地企業との信頼関係の中で必要のタイミングで享受はされていた。新聞報道によって知るという事ではない。

(堤 県議)

次に、県単独医療費助成事業について今回、厚生労働省保険局は、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した地方単独事業による医療費助成の取扱いについて」という通知を昨年12月に出しています。

これは、子ども医療費等について、助成を拡充した場合に全額を交付金でまかなえば、国保の減額を適用しない、つまりペナルティの対象にしないということです。また、共産党国会議員事務所に確認したところ「重度心身障がい者医療費給付を償還払いから現物給付へ変えた場合でも、原資が交付金であればペナルティは課さない」と回答がありました。これは、国の26年度補正予算等での措置ですが、これまで制度拡充のネックであったものが、一部ではありますが、なくなったということになります。今後、地方創生関連の交付金にも拡充すべきと国に求める必要があると考えますが、答弁を求めます。

(福祉保健部長)

県単独医療費助成事業について、本県では、県単独で子ども医療費などの助成制度を実施しているが、医療費助成は、将来にわたり持続可能な制度として行く事が求められ、本来、恒久的に確保できる財源の目途をたてた上で、拡充等に臨むことが重要と考えている。議員ご指摘のように、国の26年度補正措置の交付金は、地方が医療費助成に充当しても国保の減額ペナルティを適用しないとされたが、その後の地方創生関連交付金では、医療費助成への充当ができない取り扱いとなっている。県としては、国保国庫負担金の減額措置そのものの廃止について、全国知事会等を通じて国に繰り返し要望してきたところ、現在国の検討会でも議論がなされている。

(堤 県議)

国が先行型の交付金に限って通知を出したのが12月です。補正予算を組んだ後で通知を出したとしても遅いです。しかしペナルティを課さないのは1歩前進だと思う。部長その認識は感じていますか。

(福祉保健部長)

1歩前進というか、実際衆議院の段階で共産党の代議士がご指摘になって、国が通知を出したという経緯もあります。が残念ながらその後は取り扱いができないということなの

で1歩前進と言えるかどうかは疑問に思っている。

(堤 議員)

そういう交付金を使って医療費の拡充をした場合、これからの予算措置がどうなるか分からない。拡充は今回先行型を使ったが、外されたらたまったものではないという風な自治体もあると思う。私はそういう自治体も含めて、県としても子ども医療費の助成の拡大をもっと声を大にしてやってほしいし、中学校卒業するまでの入院医療費の助成拡充もして頂きたい。再度答弁を求めます。

(福祉保健部長)

ご指摘のありました国保ペナルティの廃止については、全国知事会を通じて引き続き要望していきたいと思っています。また子ども医療費の助成事業について、本県では子育てに伴う経済的な負担を軽減するために負担額の大きい入院については中学3年生まで、通院については受診回数が多い未就学児までを対象に医療費助成を行っているのはご案内のとおりです。安定的な運営を求められている本事業の拡大については財政面のみならず、小児の医療体制への影響も含め慎重に検討する必要があると考えている。国は検討会で現在「子ども医療費の在り方等」について、幅広く議論していますので、県としてもこの推移を見守っていきたいと考えている。

(堤 県議)

医療費の問題については中学校卒業するまで拡大すれば9億かかるというのが県の試算です。例えば、1年生だけでも拡充する、また2年生まですると1億で済むわけです。そういったことは今後検討していかないのか。年齢について1歳2歳という部分でどうか。

(福祉保健部長)

子ども医療費はじめ子育て世帯の支援については、今回の議会でも幅広く議論がなされました。医療費を含め、保育所への助成、色んなやり方があると思います。そういうのを幅広く総合的に判断すべきだと考えています。

(堤 県議)

1歳2歳とういのは検討するのか。

(福祉保健部長)

医療費につきましては、先ほど申し上げましたように慎重にというのが現状です。全体を総合的に判断するということです。

(堤 県議)

確かに国に対してペナルティをするなという声かけを知事会を通じてやっていることはよく知っている。県としても少子化等いろんな問題がありますが、これを解決する1つの有効な手段という認識を持って頂く事を心からお願いして質疑を終わります。